

住友ゴムグループ

# Sustainable Natural Rubber Policy

持続可能な天然ゴム方針

2018年11月



住友ゴム工業株式会社  
SUMITOMO RUBBER INDUSTRIES, LTD.

住友ゴムグループ(以下当社グループ)は、地球環境に責任を持ったグローバル企業として、あらゆる企業活動を通じて、豊かさと地球環境が調和した社会を将来にわたって実現していくべく、企業の社会的責任を果たしてまいります。

当社グループはタイヤを中心とするゴム関連製品を提供しており、中でもタイヤの主原料である天然ゴムは、事業を継続する上でなくてはならない重要な資源です。長期的かつ持続的に天然ゴムを調達するためには、QCD(Quality, Cost, Delivery)だけでなく、環境や人権などにも配慮し、持続可能な資源とすることが必要だと認識しています。

当社グループは、2016年10月にはIRSG(国際ゴム研究会)が提唱する「天然ゴムを持続可能な資源とするためのイニシアティブ(SNR-i)」へ参画し、自主的な活動に取り組んでまいりましたが、この度GPSNR(Global Platform for Sustainable Natural Rubber)の設立に参画し、様々なステークホルダーとも連携した取り組みを推進していくことと致しました。

持続可能な天然ゴム実現のためには、サプライチェーンを構成する農園事業者、スモールホルダー(小規模農家)、中間原料ディーラー、天然ゴム加工場のご理解やご協力が不可欠です。

そこで当社グループは、お取引先様と共に取り組むべきことを方針として作成することに致しました。当社グループはこの方針に則り、今後も天然ゴムのサプライチェーンを構成するステークホルダー、お取引先様、業界団体、NGO、専門家などと、幅広く積極的にコミュニケーションを図り、活動に取り組んでまいります。

## 住友ゴムグループ「持続可能な天然ゴム方針」骨子

### 1. 森林破壊ゼロ・環境への配慮(環境負荷低減)

---

### 2. 人権尊重

---

### 3. コンプライアンスの実践

---

### 4. 透明性とトレーサビリティの確保

---

### 5. 生産性向上(天然ゴムサプライチェーン上流部分のサポート)

---

### 6. 安全衛生活動の推進

---

# 1 森林破壊ゼロ・環境への配慮(環境負荷低減)

当社グループは、持続可能で生物多様性にも配慮した活動を通じ、自然との共生を進めて行くことが重要であると考え、ステークホルダーと共に地球的視野に立った環境保全活動を継続的かつ着実に推進します。また、下記考えを天然ゴムのサプライチェーンに浸透させることで、森林破壊ゼロ・環境負荷低減に向けて取り組んでまいります。

当社グループは

- 1** 森林保護に関する全ての法令を順守します。
- 2** HCV (High Conservation Value:高保護価値)とHCS (High Carbon Stock:高炭素蓄積)の地域の保護保全に努めます。
- 3** 不法原野焼却や泥炭地の開発は行いません。
- 4** 環境への配慮(環境負荷低減)として以下に取り組み、地球と人に優しい企業・工場づくりを目指し持続可能な社会の実現に貢献してまいります。
  - **低炭素社会の構築**  
製品ライフサイクルにおけるCO<sub>2</sub>排出量の削減
  - **環境負荷物質管理の推進**  
化学物質の管理、製造工程・製品における臭気対策の実施
  - **循環型社会の形成**  
廃棄物の削減、水使用量の削減および排水の適切な処理
  - **グローバル環境経営の推進**  
各工場における積極的な環境意識啓発活動、ISO14001グローバル統合認証

## 2 人権尊重

当社グループは事業活動において、基本的人権を尊重するとともに、安全、健康で活力ある職場環境の構築に努めます。

当社グループは企業行動基準に「思想・信条・宗教・人種・肌の色・国籍・言語・社会的出身・性別・性的指向・性自認・年齢・身体上のハンディキャップなどの理由で嫌がらせや差別を受けることがない健全な職場環境を維持」することを明記し、従業員一人ひとりの人権が侵害されないように配慮しています。当社グループ社内講習会などを通じ労働基本権の尊重、ハラスメントの防止等に関して継続して啓蒙することで、人権侵害やハラスメントがなく、従業員が生き活きと働ける職場づくりにつなげていきます。

### 1 当社グループは、人権を尊重し、次の事項を遵守致します。

#### ●強制労働の禁止

当社グループは、人間の尊厳に反する非人道的な労役の廃絶を誓います。

#### ●児童労働の禁止

当社グループは幼児や児童が労働に駆り立てられ健全な成長や教育の機会を奪われることのないよう、児童労働を禁止しています。

#### ●非人道的な扱いの禁止、差別の禁止

当社グループは一人ひとりの人格や個性、プライバシーを尊重します。また、嫌がらせや差別を受けることのない労働環境を目指します。

#### ●結社の自由および団体交渉権の尊重

当社グループは労働者の有する労働基本権を尊重し、労働者を保護し、労働者の地位向上に努めます。

#### ●労働条件の向上

当社グループは、賃金・労働条件を含む従業員の雇用条件や安全衛生基準について、最低限、事業活動を行う国や地域の法令を遵守するとともに、労働条件の改善に取り組み、健全で良好な労働環境を目指します。

### 2 当社グループは、農園労働者の雇用に関するILO条約 第110号中の基準を尊重します。

### 3 当社グループは、自由意思に基づく事前の十分な情報に基づく同意の原則 (FPIC) を尊重し、土地の収奪に関与しません。特に当社グループがプランテーションや工業用地を取得する場合には、それにより影響を受ける先住民族や地域社会の方々との間で、UN-REDD中のFPIC原則に関するガイドラインに沿った取り組みを実践します。また、当社グループは先住民族や地域社会が森林資源をその生活のために利用することを尊重します。

# 3 コンプライアンスの実践

当社グループは、事業活動を行う国・地域の法令・規制を遵守するとともに、不正行為の防止を従業員に周知・徹底させ、グループ全体でコンプライアンス意識の向上に努めています。

当社グループは

- 1 世界各地において適用されている公正な競争に関する法令および規制を遵守し、公正で自由な競争を阻害する行為を行いません。
- 2 官公庁およびこれに類する公的団体、公的機関の職員もしくは元職員とは、健全な関係を保ち、不正な利益の供与や接待、贈賄や違法な献金を行いません。
- 3 取引等を通じて得られた顧客、取引先に関する情報、個人情報、当社グループが保有するノウハウや顧客リストなどの技術・営業の情報（営業秘密）を適用される法令、社内規則に従い、適切に保護・管理します。
- 4 その他、適用される法令および規制を正しく理解し、これらを遵守します。
- 5 コンプライアンスに関する責任部門（組織）を明確にし、法令遵守を社内に周知させるべく啓発活動を実施します。
- 6 法令遵守状況を調査・管理するとともに、問題発生時の対応についての仕組みを構築します。
- 7 当社グループのCSRガイドラインにもとづき、取引先に対して啓発活動を行い、サプライチェーンでCSR活動を推進します。
- 8 当社グループは工場近隣の住民との地域に密着した社会貢献活動を進めていきます。従業員が主体となって、住民の皆様と交流する催しを企画し、相互理解できる環境を醸成することで信頼関係を深め、課題解決に取り組んでまいります。

## 4 透明性とトレーサビリティの確保

当社グループは、天然ゴムのサプライチェーンにおける環境破壊、人権侵害、その他のコンプライアンス違反に関与している高リスクな地域と、それらが地域住民等のステークホルダーに与える影響を的確に把握し、トレーサビリティを高めながら、リスクの回避・軽減に取り組んでまいります。

天然ゴムサプライチェーンの上流部分は全世界で約600万あると言われているスモールホルダー（小規模農家）、農園事業者、同サプライチェーン上にて複数存在する中間原料ディーラー、天然ゴム加工場等といった様々なステークホルダーで構成されています。そのため、最終製品から原料の起源をたどるのは容易なことではなく、当社グループのみで実現できることはありません。

当社グループは、サプライチェーンのステークホルダーや業界団体などと協力し、新しい技術を取り入れるなど、柔軟な姿勢でトレーサビリティの確保を目指します。

環境対応、社会的な対応、コンプライアンスの対応やその他本方針で記載されている事項を含む、当社グループの持続可能な調達活動の透明性を確保するため、これらの取り組みの進捗状況を、自社ホームページや報告書等を通じて開示してまいります。

## 5 生産性向上 (天然ゴムサプライチェーン上流部分のサポート)

当社グループは、サプライチェーン上流での品質向上と収率向上は天然ゴムの持続可能性にとって重要な要素であると考えます。特にサプライチェーン上流のスマールホルダー（小規模農家）の役割は大変重要です。当社グループでは効果的な農業手法の普及や品種選定など、生産性向上の支援を行ってまいります。

ゴムの木から採取できるラテックス（後に天然ゴムとなる樹液）の質を高め、生産性を向上させることにより天然ゴムの供給力を高めることができ、労働条件や収益の改善に貢献できると考えています。また、今後の天然ゴム生産のためのさらなる土地開発の抑制効果も期待されます。

## 6 安全衛生活動の推進

当社グループは安全衛生に関するそれぞれの国の法令遵守はもちろんのこと、危険ゼロ、災害ゼロを目指して、危険因子を排除し本質的に安全性を高める先取り型安全活動を推進しています。また、現地現物で安全監査や安全観察を積極的に実施しています。

当社グループは、安全衛生に関する重点課題を特定し、従業員全員で安全を守る職場環境、風土づくりを進め、災害ゼロに挑戦してまいります。また、天然ゴム加工場の安全に関するアセスメントの実施、良い事例、事故事例、是正処置の横展開を行うなど加工場の安全活動への取り組みもサポートしてまいります。

# お取引先様へのお願い

お取引先様には、この方針に賛同頂き、その実践に努めて頂くこと、また、上流の生産者にまでさかのぼり、本方針を広める努力をして頂くことにも期待致します。

当社グループは、本方針の趣旨に則ったお取引先様の活動を積極的に支援してまいります。その際、現状を正しく把握し、活動を適切に推進するために、第三者による監査を受審頂くことを推奨致します。

当社グループは、本方針に則った活動を積極的に推進して頂けるお取引先様との取引を優先致します。もし本方針に反している場合には、今後の取引停止を含めた関係の見直しをさせていただきます。

## 「持続可能な天然ゴム方針」に関するお問い合わせ先

本方針に関するお問い合わせは弊社ホームページからお願い致します。

<https://www.dunlop.co.jp/contact/csr.html>

## 方針の改定

今後、持続可能な天然ゴムに関する当社グループの活動を取り巻く環境や状況の変化に応じて、本方針を改定することがあります。



## ●GPSNR(Global Platform for Sustainable Natural Rubber)

2018年10月25日に設立した持続可能な天然ゴムのための、国際的なステークホルダーで組織されたプラットフォームを言う。

GPSNRは、WBCSD\* TIP (Tire Industry Project) によって創始され、天然ゴムの生産者、天然ゴム加工場、トレーダー、タイヤメーカー、他のゴム製品メーカー、自動車メーカー等からなる天然ゴムバリューチェーンや民間非営利組織 (NGO、NPO) などの幅広いステークホルダーで運営を目指す。

このプラットフォームは、天然ゴムサプライチェーンのため、持続可能な天然ゴムのベストプラクティスを定めていく役目を担う。天然ゴム産地のハブと言われるシンガポールに本部を置く。

\*GPSNRに関する公式アナウンス

参照先：<https://www.wbcds.org/Sector-Projects/Tire-Industry-Project/News/Stakeholders-launch-Global-Platform-for-Sustainable-Natural-Rubber>

※WBCSD (World Business Council for Sustainable Development)

参照先：<https://www.wbcds.org/>

## ●天然ゴム加工場

天然ゴムの原料を収集し、タイヤメーカー等のユーザーに出荷するための加工を行う工場のこと。天然ゴムの原料の一例として、採取された樹液をカップで固めてできた原料 (カップランプ) があり、中間原料ディーラーを通して天然ゴム加工場に入荷される。天然ゴム加工場では、このカップランプを機械で砕いて、流水を使用して中に含まれていたごみの洗い出しを何回か繰り返し、これを乾燥させる。

## ●ゴムの木の樹液 (ラテックス) 採取

天然ゴムの木の樹皮を傷つけた際に分泌される液を樹液 (ラテックス) と呼ぶ。

この樹液を、天然ゴムの木1本ずつより採取する作業は、タッパーと呼ばれる作業者によって行われる。

## ●先取り型安全活動

労働災害防止のための予防的手段 (先取り型) を言う。一般的に先取り型安全活動として、リスクアセスメントが知られている。

## ●第三者による監査

環境対応、社会的な対応、コンプライアンスの対応、持続的な調達活動、CSR活動などの事項を含む、様々な観点から客観的に見た国際的な監査機関による監査のこと。

## ●HCV (High Conservation Value)

高保護価値 (High Conservation Value (HCV)) 地域とは以下のいずれかに該当するもの。

HCV1: 生物多様性が集中している場所。多様な生物が生息し、固有種や絶滅危惧種が多く生息している場所。

HCV2: 大規模な手つかずの生態系が残されている場所。自然遺産や自然公園などとして保護されていることが多い。

HCV3: 希少な生態系や生息地、ある種にとって不可欠な生態系や生息域。

HCV4: 不可欠な生態系サービス。失われる水や土などに悪影響が出て、土砂災害などの自然災害につながると考えられるもの。

HCV5: 地域社会または先住民族が生活 (生計、健康、栄養、水など) に必要としている地域。

HCV6: 文化的価値、地域社会または先住民族の伝統文化にとって重要な場所や景観。

HCVの参照先: <https://www.hcvnetwork.org/about-hcvf>

## ●HCS (High Carbon Stock)

HCS (高炭素蓄積) はHCVに加えて、もしくはHCVに当てはまらなくとも、自然の森に近い状態の森林 (例: 自然度の高い二次林) も、森林地帯に固定された炭素の概念から保護すべきという考えのもとに生まれた。HCS地域の保全の考え方はHCVに比較すれば新しく、現時点では企業による採用のみになっているが、他の認証でも採用が検討されている。

HCSの参照先: <http://highcarbonstock.org/the-high-carbon-stock-approach/>

## ●FPIC (Free Prior and Informed Consent)

FPIC (自由で事前の情報に基づく合意) は、詳細はUN-REDD (Reducing Emissions from Deforestation and Forest Degradation) プログラムによってまとめられている。環境的な森林保全の観点というよりは、森林に依存して暮らす先住民族の暮らしや文化、生活手段が森林破壊や土地利用の変化によって損害を受けることから守るために、人権の観点から尊重すべき原則と見なされている。

FPICの参照先: [http://www.unredd.net/index.php?option=com\\_docman&task=doc\\_download&gid=8717&Itemid=53](http://www.unredd.net/index.php?option=com_docman&task=doc_download&gid=8717&Itemid=53)

## 〈参考資料〉

### ●強制労働

ILO条約第29号 (強制労働に関する条約)

参照先: [https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239150/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239150/lang--ja/index.htm)

ILO条約第105号 (強制労働廃止に関する条約)

参照先: [https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239074/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239074/lang--ja/index.htm)

### ●児童労働

ILO条約第138号 (最低年齢に関する条約)

参照先: [https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_239041/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_239041/lang--ja/index.htm)

ILO条約第182号 (最悪の形態の児童労働に関する条約)

参照先: [https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS\\_238996/lang--ja/index.htm](https://www.ilo.org/tokyo/standards/list-of-conventions/WCMS_238996/lang--ja/index.htm)